

押印の見直しに係る請求事務に関するQ&A(令和2年11月30日)

【障害児支援 子ども福祉課所管分】

No	Q	A
1	本質問に係る具体的な請求のサービスは何か	このQAでは、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・障害児入所支援・障害児相談支援を指します。
2	請求の際に押印していた事業所の印は全て不要になるのか	お見込の通りです。
3	具体的な書類は何が該当するか	請求書・明細書・口座振替登録票・過誤申立て依頼書・委任状・上限額管理の関係書類が該当します。
4	サービス提供実績記録票の利用者への押印はどうか	事業所の運営基準上、「サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けること」となっております。利用者からの確認は必須ですが、押印である必要はありません(サインでも可)
5	上限額管理結果票へ利用者の確認に係る押印はどうか	押印は必要ありません。複数児童用の上限額管理結果票も同様です(保護者のサインのみで可)
6	もし、これらの書類に押印がある場合、請求が受け付けられないのか	押印がされていても不受理とすることはありません。
7	区役所へ提出する書類への事業所の押印は必要か。	押印は必要ありません。 【区役所へ提出する書類例(一部)】 ・上限額管理依頼届出書
8	押印廃止に伴う請求時の留意点については何があるか。	<u>「事業所による請求」の信憑性を担保するため、郵送時、差出人欄に法人名・事業所名を必ず記入してください。</u> また、請求情報の信憑性を確認するため、お問い合わせすることがあります。